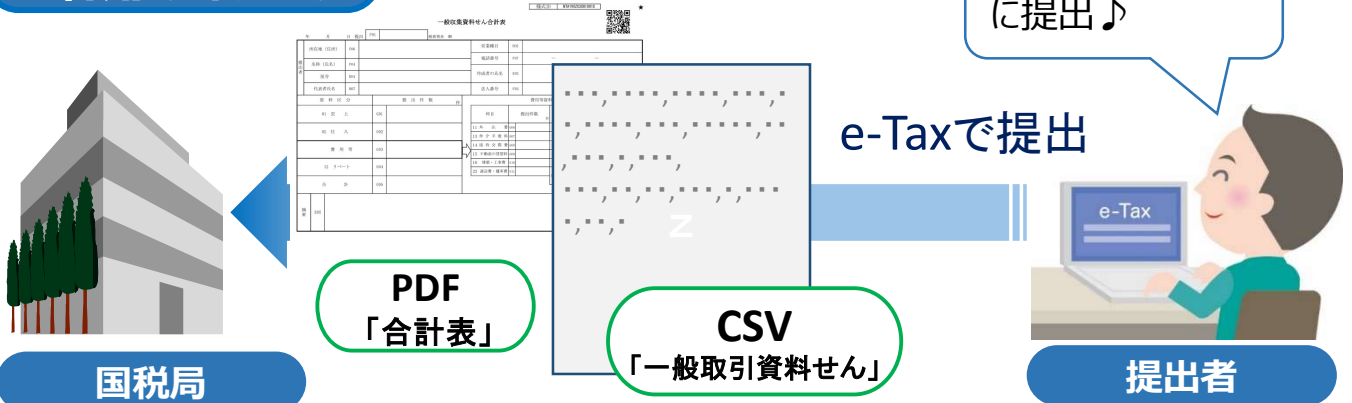


# 一般取引資料せんのe-Taxによる提出のご案内



行政指導として提出をお願いする一般取引資料（売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料）について、e-Taxによる提出が可能となりましたので是非ご利用ください。

## ご利用のイメージ



## ✓ 一般取引資料せんのe-Taxによる提出とは

- 一般取引資料せんをCSV形式データで、合計表をイメージデータ（PDF形式）で提出していただくものです。
- e-Taxを利用している方であれば、法人・個人を問わずご利用いただけます。
- 税理士の方による代理送信も可能です。
- 電子委任状を利用することで、法人の代表者以外の方（代表者から委任を受けた役員や経理担当者の方）が送信することも可能です。

## ✓ 一般取引資料せんの提出先調査部門等番号

e-Tax提出の際は、提出先税務署及び提出先調査部門等番号が必要となります。次の内容を入力してください。

提出先税務署	広島国税局								
提出先調査部門等番号	2	2	1	1	2	0	4	0	0

- 入力誤りにご注意ください。
- 「提出先調査部門等番号」に誤りがあった場合、再送信をお願いすることがあります。
- 上記「提出先調査部門等番号」は、一般取引資料せんの提出専用番号ですので、他の書類等の提出には使用しないでください。

# ご利用に当たって

## ご利用までの流れ

### 1 利用前の事前準備

#### ① 利用者識別番号の取得

e-Taxをご利用いただくためには、利用者識別番号（半角16桁の番号）が必要です。  
利用者識別番号を取得する場合は、納税地を所轄する税務署長にe-Taxの開始届出書を提出する必要があります。

#### ② 電子証明書の取得

一般取引資料せんデータを送信する場合には、そのデータについて、利用者の方本人が作成し、改ざんされていないことを確認するため、電子署名を行っていただいております。

なお、電子署名を行うためには、事前に電子証明書を取得しておくとともに、利用される電子証明書がICカードに組み込まれている場合には、ICカードリーダーライタ及びそれを使用するためのデバイスドライバが別途必要になります。

#### ③ e-Taxソフトのダウンロード

一般取引資料せんデータをe-Taxにより送信するためには、e-Taxソフトのダウンロード(<https://www.e-tax.nta.go.jp/download/e-taxSoftDownload.htm>)が必要になります。  
(対応している市販のソフトウェアをご利用の場合を除きます。)



一般取引資料せん  
作成フォーマット

### 2 一般取引資料データの作成

一般取引資料せん作成フォーマットを用いて、パソコンで作成したExcelデータをCSV形式に変換してください。

(フォーマット掲載場所：同封の「一般取引資料せんの作成方法について」をご参照ください。)

- ※ 1送信当たりのデータ容量は最大8.0MB、ファイル数は136ファイルです。  
データ容量の上限を超えるデータを送信する場合は、分割して送信してください。

### 3 一般収集資料せん合計表の作成

一般収集資料せん合計表を作成してください。

- ※ 合計表は、PDF形式でのみのご提出となります。

### 4 「提出先調査部門等番号」等を選択して送信

1送信で送信できるデータ形式は、PDF形式・CSV形式のいずれかに限られますので、お手数ですが次の手順で送信してください。

① 上記2で作成した一般取引資料データ（CSV形式）を送信してください。

② e-Taxホームページにログイン後（e-Taxトップページ）、「お知らせ・受信通知」に格納された①の受信通知から、一般収集資料せん合計表（PDF形式）を追加送信してください。

- ※ 一般取引資料せん合計表（PDF形式）を送信した後、一般取引資料データ（CSV形式）を送信していただくこともできます。（データ送信順序不問）

- ※ 一般取引資料せんをご提出いただく際の「提出先調査部門等番号」「提出先税務署」は表記のとおりです。

ご注意  
ください!!

## お問い合わせについて

送信時の基本的な操作手順は、e-Taxホームページの「e-Taxによる調査関係書類提出マニュアル」([https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/chousa\\_manual.pdf](https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/chousa_manual.pdf))をご参照ください。

○e-Taxに関する内容は、e-Taxホームページをご参照ください。

①一般的なe-Tax利用方法・・・「よくある質問(Q&A)」等

②送信時の操作手順・・・「e-Taxによる調査関係書類提出マニュアル」

- ※ e-Taxホームページをご覧いただいてもご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

**e-Taxヘルプデスク 0570-01-5901** 全国一律市内料金

※受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時（祝日等及び12月29日～1月3日を除く。）



e-Taxによる調査  
関係書類提出  
マニュアル



よくある質問

## e-Taxの利用可能時間

- 原則24時間ご利用いただけます。（メンテナンス時間を除く）
- 詳細はe-Taxホームページの「e-Taxの利用可能時間」をご確認ください。  
([https://www.e-tax.nta.go.jp/info\\_center/index.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm))